

**起業家精神育成プロジェクト事業委託業務**  
**プロポーザル公募要領等に係る質問への回答**

(令和8年3月3日現在)

**【質問番号1】**

質問項目	公募要領 3 プロポーザルの手続き「(6) 企画提案書等の受付」の「イ 提出書類」について
質問内容	提出書類の様式に押印は必要ですか。具体的には、別添2、様式1、3、4、5、6、8について、押印が必要ですか。
回答	様式6は、押印が必要です。

**【質問番号2】**

質問項目	公募要領 3 プロポーザル手続き等「(6) 企画提案書等の受付」の「イ 提出書類」について
質問内容	<p>共同体を組成する場合の、提出書類についてお教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「イ 提出書類」のうち「(ウ) 法人等に関する資料」に記載のある、「法人等概要書」「履歴事項全部証明書」「直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 又はこれらに類するもの」は、すべての構成員が提出する必要がありますか。</li><li>・「履歴事項全部証明書」は原本が必要ですか。</li><li>・様式2、3、7、8はすべての構成員がそれぞれ提出することが必要ですか。必要な場合、様式7には法人名の記載箇所がありませんが、補記すべきですか。</li><li>・押印が必要な書類については、構成員のすべてが押印する必要がありますか。</li></ul>
回答	<ul style="list-style-type: none"><li>・共同体を組成する場合、「法人等概要書」「履歴事項全部証明書」「直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 又はこれらに類するもの」は、代表構成員の分を提出してください。</li><li>・公募要領 3 プロポーザル手続き等「(6) 企画提案書等の受付」の「ウ 提出部数」において「6部（原本1部及び副本5部）」と規定しています。そのため、「履歴事項証明書」についても6部のうち1部は原本が必要です。</li><li>・様式2、3、8は、代表構成員が提出してください。様式7については、余白に法人等名を記名の上、構成員全員が提出してください。</li><li>・構成員全員が押印する必要がある書類はありません。</li></ul>